



エボラ出血熱について

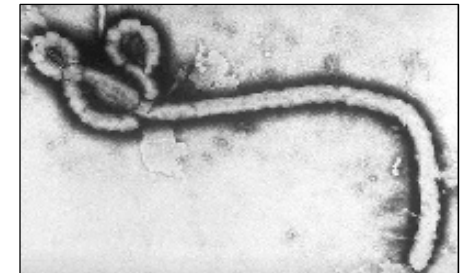
平成27年2月 上京保健センター運営協議会

資料 京都市保健所

エボラ出血熱の基本情報

症状等

- エボラ出血熱はエボラウイルスによる感染症でエボラウイルスに感染すると、2～21日（通常は7～10日）の潜伏期の後、突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等の症状を呈する。次いで、嘔吐、下痢、胸部痛、出血等の症状が現れる。
- 現在、エボラ出血熱に対するワクチンや特異的な治療法はなく、患者の症状に応じた治療（対症療法）を行うことになる。
- 感染症法では、一類感染症（危険度が極めて高い）に位置付けられている。
- 近年は、エボラウイルス病（EVD）とも呼称される。



エボラ出血熱の基本情報

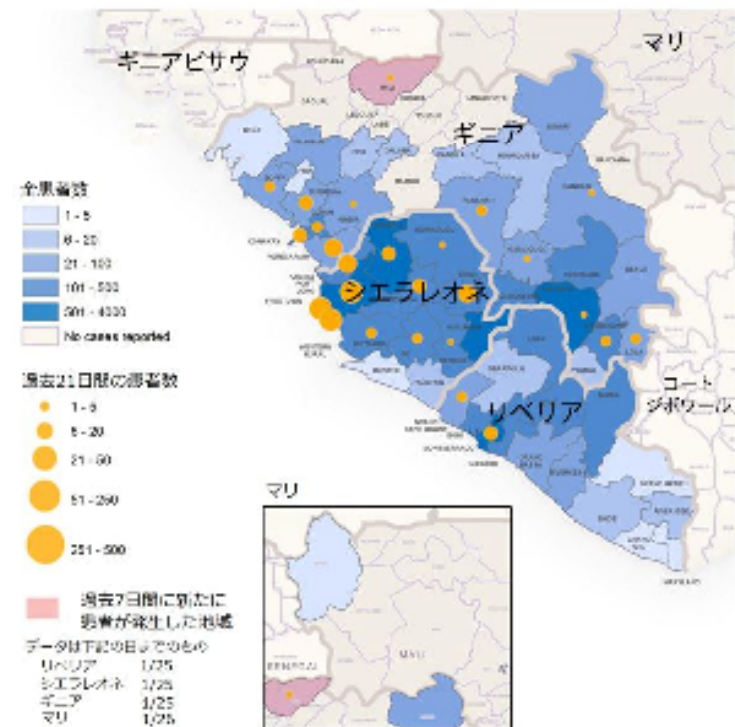
感染経路

- エボラウイルスに感染し、症状が出ている患者の体液等（血液、分泌物、吐物・排泄物）や患者の体液等に汚染された物質（注射針等）に十分な防護なしに触れた際、ウイルスが傷口や粘膜から侵入することで感染する。
- 一般的に、症状のない患者からは感染せず、空気感染もしない。
- 流行地では、エボラウイルスに感染した野生動物（オオコウモリ、サル等）の死体やその生肉に直接触れた人がエボラウイルスに感染することで、自然界から人間社会にエボラウイルスが持ち込まれていると考えられている。

エボラ出血熱の基本情報

流行状況

- 1970年代以降、中央アフリカ諸国（コンゴ民主共和国等）で、しばしば流行
- 今回の西アフリカ諸国での流行は、2014年3月にギニアでの集団発生から始まり、隣国のリベリア、シエラレオネへと拡大
- これまでの流行で最も大きな流行となり、WHOは、8月に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言
- これまでに22,092人が感染し、うち、8,810人が死亡している。
（2015年1月28日現在）



経過

年月日	概要
平成26年3月21日	ギニア保健省が、ギニア南東部の森林地域でエボラ出血熱の集団発生が急速に広がっているとWHOに報告
平成26年3月30日	WHOが、リベリア、シエラレオネでの確定患者、疑い患者の発生について公表
平成26年8月7日	厚労省が、エボラ出血熱に関する対応について、都道府県、政令市等に事務連絡通知
平成26年8月8日	WHOが、西アフリカにおける流行について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」とすると宣言
平成26年9月30日	アメリカ疾病対策センター(CDC)が、米国で診断された初のエボラ症例を公表
平成26年10月6日	スペイン国内で初のエボラ症例
平成26年10月24日	厚労省が、エボラ出血熱の国内発生を想定した基本的対応に係る行政機関及び医療機関宛て通知を发出
平成26年10月27日	厚労省が、1例目の疑似症患者の発生について公表(検査の結果、陰性)
平成26年11月7日	厚労省が、2例目、3例目の疑似症患者の発生について公表(検査の結果、いずれも陰性)
平成26年11月21日	厚労省が、エボラ出血熱の国内発生を想定した基本的対応に係る行政機関及び医療機関宛ての改正通知を发出
平成26年12月29日	厚労省が、4例目の疑似症患者の発生について公表(検査の結果、陰性)
平成27年1月18日	厚労省が、5例目の疑似症患者の発生について公表(検査の結果、陰性)

本市における対策

1 情報収集等

- 10月31日に「保健所感染症対策本部」を設置。本市在住・滞在者 に係る疑似症患者の発生に備えた対応を協議
- 臨時保健センター長会の開催，対応の周知

2 関係機関等との連携，協議

- 厚労省等が主催する会議への関係職員の出席(11月13日，12月5日)
- 京都府及び第1種感染症指定医療機関である京都府立医科大学附属病院，患者移送業務の委託先である京都保健衛生協会との協議等

3 情報提供

- 医療機関宛ての対応の周知
- 京都府との連携により大学・観光団体・旅館等への対応の周知
- ホームページによる市民への情報提供

4 対策マニュアルの策定

- 保健所内の班体制を整備し，班体制に基づく対策マニュアル策定
- 保健センターへのマニュアルの周知

5 医療資材の緊急調達

- 10月31日以降，耐水性を有する防護服(300着分)を緊急調達

6 実地訓練の実施

- 11月4日～6日に，従事職員向けの防護服の着脱訓練実施
- 11月27日に，京都府，京都府立医科大学附属病院，京都保健衛生協会との合同により患者移送に係る実地訓練を実施



平成26年11月27日 実地訓練の様子